

(6) 福井市ひとり親家庭自立促進計画策定及びひとり親家庭の実態調査について

子ども福祉課

1 目的

中核市移行に伴い、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく、子どもが安心して健やかに育つことができることを目指し、ひとり親家庭支援の一層の促進を図るため、「福井市ひとり親家庭自立促進計画」を策定する。

策定にあたっては、本計画が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する「自立促進計画」であるため、同法第 11 条に基づき国が定めた基本方針に即して策定する。なお、ひとり親家庭の現状における問題点を把握するため、アンケートによる実態調査を実施する。

2 計画の概要

- (1) 名称 福井市ひとり親家庭自立促進計画
- (2) 計画期間 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）
- (3) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、または変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

3 把握すべき問題点

下記事項について調査及び評価・分析し、現状における問題点等を把握する。

- (ア) 母子家庭等の数（離死別や未婚などの原因ごとに）
- (イ) 母子家庭等における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況など）
- (ウ) 平均年間所得（就業形態別、就業種ごとの額）
- (エ) 就業率（就業形態別、就業種ごとの率）
- (オ) 母子家庭等の養育費の取り決め率、取得率、平均額
- (カ) 母子家庭等の住居の状況
- (キ) ひとり親家庭のうち保育所等の利用を待機している世帯数
- (ク) 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
- (ケ) その他当該地域の母子家庭等の自立促進にとって重要な数値
- (コ) 母子家庭等の支援施策の利用に関する意向

4 計画に盛り込むべき事項

- (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
調査・問題点等の把握において把握した問題点を記載
- (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
実施する施策の基本的な方向性、基本目標を記載
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
子育て支援・生活の場の整備、就業支援策、養育費の確保等に関する事項、経済的支援、関係機関の協力、その他の項目について、問題点を解決するために必要な施策を記載

5 計画策定スケジュール

時 期	内 容
8月	実態調査
10月及び12月	児童福祉専門分科会にて計画(案)を意見聴取
2月	パブリック・コメント
3月	計画策定

6 実態調査

(1) 実施期間 令和元年8月

(2) 実施方法 児童扶養手当受給資格及び母子家庭等医療費助成事業受給資格の更新時に、窓口にて配布回収

(3) 調査対象

調 査 対 象	対 象 者 数
児童扶養手当受給世帯	約 2,200 世帯
母子家庭等医療費受給のみの世帯	約 400 世帯

(4) 回収目標数 100 世帯

全世帯から回答を得た際の統計との誤差を 10%以内に収めるために必要なサンプル数

7 アンケート調査票

(1) 設問数 35 問

(2) 内 容

項 目	内 容
1. あなた自身や家族について	世帯区分、年齢、家族構成、ひとり親家庭の原因、当時の年齢、当時の子どもの数、住まい
2. 仕事について	ひとり親前後の就業形態、現在の勤務時間、資格の有無・種類、最終学歴
3. 現在の生活状況について	世帯収入、平成 30 年年間総収入・1か月平均内訳、主な支出額
4. 養育費・面会交流について	相談先、取り決めの有無、受給(交流)の有無、取り決めなかった理由
5. 子どもの状況について	現在の悩み、子どもの将来に重視すること、最終進学、学習塾の有無、放課後の過ごし方
6. 困っていることについて	ひとり親になったときに困ったこと、現在困っていること、将来への不安、主な相談相手、など
7. 福祉関係の公的制度について	助成/給付/貸付、支援制度等、相談等、それぞれの制度の認知・利用状況
8. 自由意見	ひとり親家庭施策に関する福井市に対する意見・要望